



運送業者貨物賠償責任保険のご請求に必要な書類

No	必要な書類	ご説明
保険金の請求意思および事故発生状況等ご申告の書類		
(1)	保険金請求書兼事故報告書	事故報告書（保険金請求書 裏面）のほか社内用の報告書があればご提出ください。 盗難事故の場合は、別途（同封）盗難被害通知兼念書をご提出ください。
事故発生日時・場所・事故原因、損害発生の有無を確認する書類		
(2)	事故証明書	警察または消防署へお届けの場合 ・交通事故証明書 または 罹災証明書
(3)	写真	・貨物全体（荷姿、輸送していた車両・フォークリフト・ラックなど輸送用具） ・損傷状況（損傷箇所） ・シリアル番号、品番などのプレート
輸送の事実および貨物の内容を確認する書類		
(4)	輸送の事実を確認する書類	送り状、出荷指図書 または（同封）発送証明書 ※貨物の損害の額が20万円以下の場合、『（1）保険金請求書兼事故報告書』の裏面をきれいに記入いただくことで省略可能です。
(5)	運転日報	事故発生日の運転日報 ※貨物の損害の額が20万円以下の場合、『（1）保険金請求書兼事故報告書』の裏面をきれいに記入いただくことで省略可能です。
(6)	貨物の内容・価格を確認する書類	仕切書（納品書） または（同封）価格証明書（荷主作成） ※貨物の損害の額が20万円以下の場合、『（1）保険金請求書兼事故報告書』の裏面をきれいに記入いただくことで省略可能です。
（貨物）損害賠償保険金のご請求に必要な書類		
(7)	貨物の損害額および内容を確認する書類	・修理可能な場合 修理見積書・明細書 ・修理不能の場合 廃棄マニフェストまたは（同封）廃棄証明書 ・転売（リサイクル）可能な場合 買取見積書
(8)	損害賠償請求書	荷主との間に元請運送人が存在する場合、①～②の一連の請求書をご提出ください。 ① 荷主→元請運送人 ② 元請運送人→契約者
(9)	損害賠償金 支払証明	①～③ いずれか1点 ①領収書 ②振込依頼票（金融機関窓口、ATM、インターネットバンキング） ③運賃相殺により精算された場合、運賃相殺されたことが確認できる資料
(10)	示談内容を確認する書類	示談書 または（同封）賠償責任事故解決通知書
費用保険金のご請求に必要な書類		
(11)	検査費用保険金	貨物の損害の有無を確認するために必要となった費用（検査費用、仕分費用、再梱包費用およびこれらに付随する運賃、諸掛り）の明細書（請求書、領収書等）
(12)	運送継続・急送費用保険金 ※運送継続・急送費用担保特別約款をご契約の場合	事故の発生に伴い、輸送中の貨物または代替品をその輸送開始時の目的地まで輸送を継続または急送するために、被保険者が支出を余儀なくされた費用の明細書（請求書、領収書等） 限度額：1事故200万円限度
(13)	残存物取片付け費用保険金 ※残存物取片付け・廃棄費用担保特別約款をご契約の場合	損害を受けた貨物の残存物の取片付けるために必要な費用（取り壊し費用、取片付け清掃費用および搬出費用・廃棄費用）の明細書（請求書、領収書等） 限度額：支払われるべき保険金の30%もしくは200万円のいずれか低い金額
その他 必要書類		
(14)	資格証明書	運転免許証 フォークリフト技能講習修了証明書(写し)
(15)	車検証の写し	輸送していた車両の車検証（写し）